＜実施手順＞

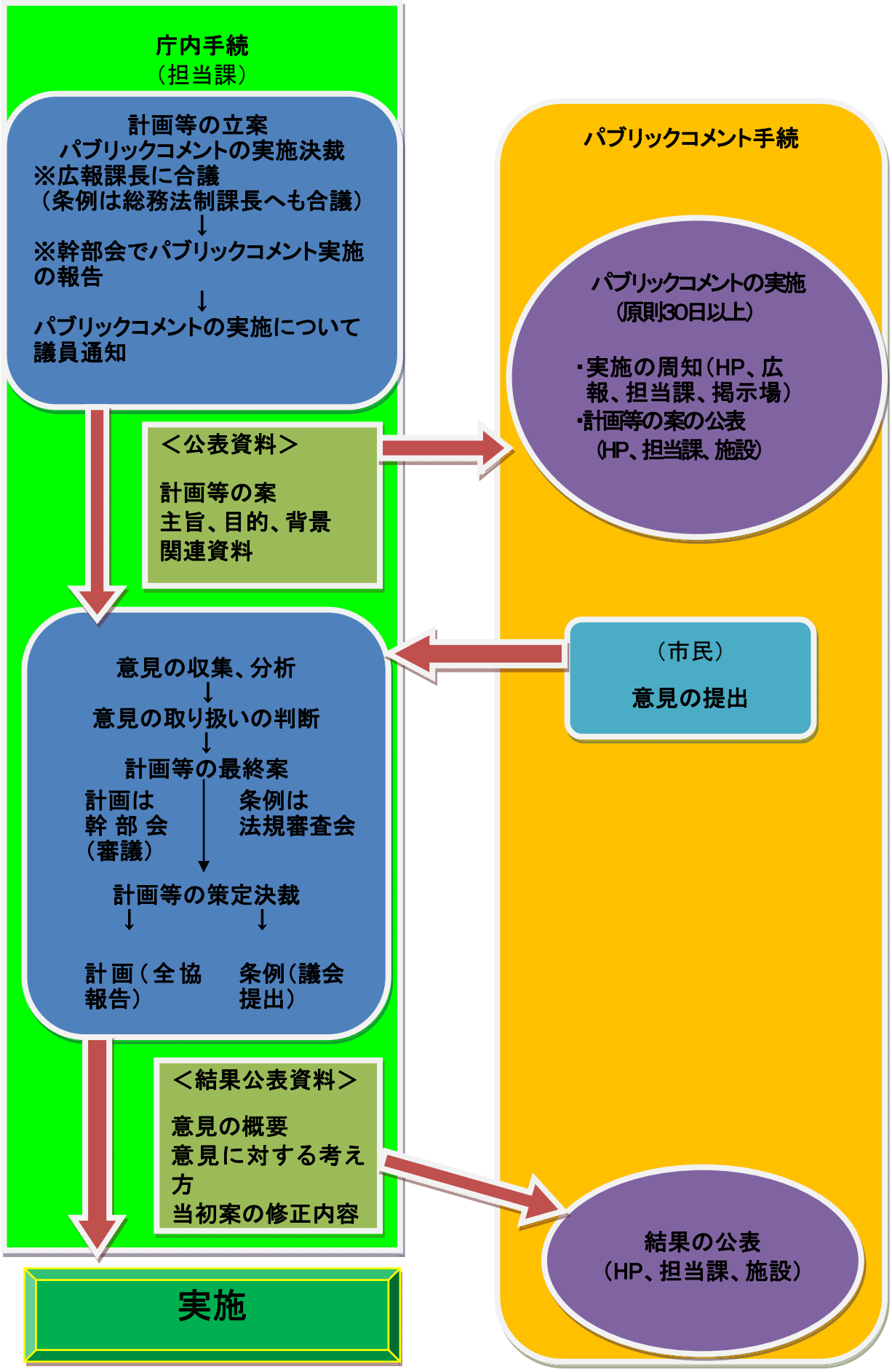
庁内手続
（担当課）
計画等の立案
パブリックコメントの実施決裁
※広報課長に合議
（条例は総務法制課長へも合議）
↓
※幹部会でパブリックコメント実施の報告
↓
パブリックコメントの実施について議員通知
＜公表資料＞
計画等の案
主旨、目的、背景
関連資料
パブリックコメント手続
パブリックコメントの実施
（原則30日以上）
・実施の周知（HP、広報、担当課、掲示場）
・計画等の案の公表
（HP、担当課、施設）
（市民）
意見の提出
意見の収集、分析
↓
意見の取り扱いの判断
↓
計画等の最終案
計画は
幹 部 会
（審議）
条例は
法規審査会
計画等の策定決裁
↓
↓
計画（全協報告）
条例（議会提出）
＜結果公表資料＞
意見の概要
意見に対する考え方
当初案の修正内容
結果の公表
（HP、担当課、施設）
実施